

職員による障害を理由とする差別に関する法務局の相談窓口

※法務局又は地方法務局へ電子メールを利用して相談される場合には、各局のホームページの「ご意見・お問合せ」から「ご意見・ご要望フォーム」に入っていたいただき、相談内容を入力していただきますようお願いいたします。

相談窓口	相談を受ける範囲	受付時間	住所	電話番号	ファックス番号	ホームページアドレス
東京法務局	東京法務局及びその支局並びにそれらの出張所に対する相談等	午前8時30分から 午後5時15分まで	東京都千代田区九段南一丁目1番15号 九段第2合同庁舎	03(5213)1251	03(5213)1376	http://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/static/imi/post.html
大阪法務局	大阪法務局及びその支局並びにそれらの出張所に対する相談等	午前8時30分から 午後5時15分まで	大阪府大阪市中央区谷町2丁目1番17号大阪第二法務合同庁舎	06(6942)9406	06(6942)1496	http://houmukyoku.moj.go.jp/osaka/link_00002.html
名古屋法務局	名古屋法務局及びその支局並びにそれらの出張所に対する相談等	午前8時30分から 午後5時15分まで	愛知県名古屋市中区三の丸二丁目2-1	052(952)8111 (内線1530)	052(952)8167	http://houmukyoku.moj.go.jp/nagoya/page00195.pdf
広島法務局	広島法務局及びその支局並びにそれらの出張所に対する相談等	午前8時30分から 午後5時15分まで	広島県広島市中区上八丁堀6-30	082(228)5201 (内線5169又は5113)	082(502)0202	http://houmukyoku.moj.go.jp/hiroshima/category_00014.html
福岡法務局	福岡法務局及びその支局並びにそれらの出張所に対する相談等	午前8時30分から 午後5時15分まで	福岡県福岡市中央区舞鶴3丁目9番15号	092(721)4602	092(721)9247	http://houmukyoku.moj.go.jp/fukuoka/page00048.pdf
仙台法務局	仙台法務局及びその支局並びにそれらの出張所に対する相談等	午前8時30分から 午後5時15分まで	宮城県仙台市青葉区春日町7番25号	022(225)5696	022(225)6132	http://houmukyoku.moj.go.jp/sendai/page000108.html
札幌法務局	札幌法務局及びその支局並びにそれらの出張所に対する相談等	午前8時30分から 午後5時15分まで	北海道札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎	011(709)2311 (内線2116)	011(709)2493	http://houmukyoku.moj.go.jp/sapporo/category_00016.html
高松法務局	高松法務局及びその支局並びにそれらの出張所に対する相談等	午前8時30分から 午後5時15分まで	香川県高松市丸の内1番1号 高松法務合同庁舎	087(821)6191 (内線2472)	087(826)1260	http://houmukyoku.moj.go.jp/takamatsu/category_00011.html